

(写)

環管－1906

平成24年 3月21日

秋田県知事 佐竹敬久様
(産業集積課扱い)

秋田県知事 佐竹敬久



大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業環境影響評価準備書
に対する意見について（通知）

秋田県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

- 1 環境影響の予測・評価に当たっては、一定の業種を想定して行っていることから、当該業種以外の企業が進出する場合には、予測結果との整合性について十分配慮すること。
- 2 造成工事の着手時期については、立地企業が具体化してから決定することとしており、環境影響評価の実施後、相当の期間が経過する場合には、社会的・経済的な情勢の変化や対象事業実施区域周辺の環境の状況の変化等を踏まえ、あらかじめ、必要に応じて補足調査を実施するなど環境の保全について適切に配慮すること。
- 3 環境保全措置として植物の移植を行う場合には、移植先の生態系に十分配慮すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 川村、堀田井

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881